鹿嶋市土地開発事業の適正化に関する指導要綱

第1条 目的

この要綱は、土地開発事業の施行に関し、必要な基準等を定めて、その 適正な施行を確保することにより、開発区域及びその周辺の地域における 災害を防止するとともに、自然の保護と環境の保全を図り、もって市域の 土地利用の合理化及び市民の福祉の増進に資することを目的とする。

第2条 定義

- 1 この要綱において「土地開発事業」とは、一団の土地の区画形質の変更 に関する事業をいう。
- 2 この要綱において「開発区域」とは、土地開発事業を行う土地の区域を いう。
- 3 この要綱において「事業主」とは、土地開発事業に係る工事(以下「工事」 という。)の請負契約の注文者又は請負契約によらないでみずから工事を施 行する者をいう。
- 4 この要綱において「工事施行者」とは、土地開発事業の工事の請負人又は請負契約によらないでみずから工事を施行する者をいう。

第3条 適用事業

この要綱は、次の各号の一に該当する土地開発事業を除き、1ヘクタール以上の一団の土地開発事業について適用する。

- (1) 国及び地方公共団体その他別に定める公共的団体が事業主となって行う土地開発事業
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項に 規定する開発行為に係る土地開発事業(前号に該当するもの及びゴルフ場 に係るものを除く。)
- (3) 鉱業法(昭和25年法律第289号)に規定する鉱業に係る土地開発事業
- (4) 採石法(昭和25年法律第291号)に規定する採石に係る土地開発事業
- (5) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第2条に規定する砂利採取に係る土地開発事業
- (6) 鹿嶋市土採取事業規制条例(平成4年鹿嶋市条例第15号)第2条に規定する土採取に係る土地開発事業
- (7) 農業、林業又は漁業の用に供する土地開発事業で別に定めるもの

- (8) 非常災害のため必要な応急措置として行なう土地開発事業
- (9) その他公益の用に供する土地開発事業で別に定めるもの

第4条 事業主の責務

土地開発事業を行おうとする者は、土地開発事業の計画を策定しようとするときは、次の各号を順守しなければならない。

- (1) 県及び本市の定める土地利用に関する計画その他の施策と調和すると。
- (2) 地域住民の意見を尊重し、その理解と協力が得られること。

第5条 設計の基準

事業主,工事の設計(以下「設計」という。)を定めるにあたっては,別表第1に定める設計の基準(以下「基準」という。)に適合するようにしなければならない。

第6条 設計の承認

- 1 事業主は工事を施行しようとするときは、当該工事に着手する前に、その設計が基準に適合するものであることについて、市長の承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による承認を受けようとする事業主は、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書に別に定める図書を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名及び住所(法人にあっては,名称,代表者の氏名及び主たる事務所 の所在地)
- (2) 開発区域(開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区)の位置, 区域及び面積
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 請負契約によって工事を施行しようとする場合は,当該工事の請負人の 氏名及び住所(法人にあっては,名称,代表者の氏名及び主たる事務所の 所在地)
- 3 市長は、前項の規定による承認申請書を受理した場合において、設計が 基準に適合することを認めたときはその旨を、適合しないことを認めたと きはその理由を明らかにしてその旨を、当該承認申請書を提出した者に通 知しなければならない。

第7条 公共施設管理者等の意見

市長は、第6条の2の規定による申請書の提出があったときは、公共施設管理者等の意見を聞くことができる。

第8条 設計の変更

- 1 事業主は,第6条の1の規定による承認を受けた設計を変更しようとするときは,当該変更に係る部分の工事に着手する前に,当該変更に係る部分の設計が基準に適合するものであることについて,市長の承認を受けなければならない。ただし,別に定める軽微な変更をしようとする場合は,この限りでない。
- 2 第6条の2及び3の規定は前項の承認について準用する。

第9条 協定の締結

事業主は、土地開発事業の施行について市長と協定を締結しなければならない。

第10条 防災等の措置

- 1 事業主又は工事施行者は、工事の施行に当たっては、当該工事に係る開発区域及びその周辺の地域において、次の各号に掲げる事態を生じさせないように、適切な措置を講じなければならない。
- (1) 土砂くずれ、出水等による災害が生ずること。
- (2) 河川及び水路の利水又は排水に支障を及ぼすこと。
- (3) 排水路その他の排水施設の使用に支障を及ぼすこと。
- (4) 交通に支障を及ぼすこと。
- 2 事業主又は工事施行者は、工事を廃止し、又は中止しようとするときは、 当該工事に係る開発区域及びその周辺の地域において、前項各号に掲げる 事態を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

第11条 変更等の届出

事業主は、次の各号に掲げる場合において、すみやかに別に定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 第8条の1のただし書きの規定による軽微な設計の変更をしたとき。
- (2) 工事施行者を変更したとき。
- (3) 工事の着手又は完了の時期を変更しようとするとき。
- (4) 工事を2月以上中止し、又はその工事を再開しようとするとき。
- (5) 工事を廃止しようとするとき。

第12条 設計承認の掲示

第6条の3の規定による承認の通知を受けた事業主は、工事着手の日から第13条の2に規定する検査済証の交付の日まで、当該承認に係る開発 区域内の見やすい場所に、別に定める様式によって、当該事業主及び工事 施行者の氏名又は名称並びに当該設計が基準に適合することの承認があった旨を掲示しておかなければならない。

第13条 工事の完了検査

- 1 事業主は、開発区域(開発区域を工区に分けたときは、その工区)の全部 について工事が完了したときは、すみやかに別に定めるところによりその 旨を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の届出があつたときは、すみやかに当該届出に係る工事が 第6条の1の規定により承認を受けた設計(第8条の1の規定による変更 の承認を受けたときは、その変更後のもの)に適合しているか否かについて 検査し、当該工事が当該承認を受けた設計に適合していると認めたときは、 検査済証を事業主に交付するものとする。

第14条 建築制限等

第6条の1の規定による承認を受けた開発区域内の土地においては、第13条の2の規定による検査済証の交付があるまでの間は、建築物を建築し、又は特定工作物を建設してはならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- (1) 当該土地開発事業に関する工事用の仮設建築物を建築するとき,その他市長が支障がないと認めたとき。
- (2) 当該開発区域内の土地につき当該開発区域に係る土地開発事業の施行 又は土地開発事業に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者(当該 土地開発事業の施行又は土地開発事業に関する工事の実施について,事業 主に対し,同意を与えた者を除く。)がその権利の行使として建築物を建 築するとき。
- (3) 都市計画法第37条第1項第1号の規定により建築物の建築又は特定工作物の建設について市長の承認を受けたとき。

第15条 勧告

市長は、工事がこの要綱の規定に違反して施行されたときは、当該土地 開発事業の事業主、工事施行者又は工事管理者に対して、適正な手続によ り、当該工事の停止又はその違反を是正するために必要な措置をとること を勧告することができる。

第16条 調査

市長は、必要があると認めるときは、関係職員をして土地開発事業の施行状況について調査させることができる。

第17条 報告

市長は、この要綱の施行に必要な限度において事業主又は工事施行者に対し工事に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

第18条 施行の確保

- 1 市長は、この要綱の規定に違反した事業主又は工事施行者に対しては、 この要綱の適正な施行を確保するため、法令の規定の範囲内において、次 の各号に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) この要綱の規定に違反した事実の内容を公表すること。
- (2) 当該土地開発事業の施行に関連する道路の工事,占有又は特殊車両の通行の許可を行なわず,必要があるときは,他の道路管理者及び関係官庁に対し,同様の措置をとるよう要請すること。
- (3) 当該土地開発事業に係る別表第2に掲げる法令の規定による許可等を 行なわず、必要があるときは、関係官庁に対し、同様の措置をとるよう要 請すること。
- (4) 市の工事入札指名業者から除外すること。
- (5) 水道,電気等の供給事業者に対し,水道,電気等の供給をしない旨を要請すること。

第19条 地位の承継

- 1 第6条の1の規定による承認を受けた者の相続人,その他の一般承継人は,被承継人が有していた当該承認に基づく地位を承継する。
- 2 第6条の1の規定による承認を受けた者から当該開発区域内の土地の所 有権その他当該土地開発事業に関する工事を施行する権原を取得した者は, 市長の承認を受けて,当該承認を受けた者が有していた当該承認に基づく 地位を承継することができる。

第20条 補則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1 設計の基準

区分			設計の基準				
1 森林	(1)	保全	ア 森林の伐採は、最小限に留めるよう設計及び施行す				
			るものとし,開発区域内に 40 パーセント以上の樹林地				
			帯を保存すること。				
			イ ゴルフ場のコースの造成にあたっては、コース間に				
			約20メートル以上の樹林帯を保存すること。				
	(2)	植樹	開発区域内の自然環境の保全及び植生の回復等を図				
			るため積極的に植樹すること。				
2 防災	(1)	切盛土	ア 事業の施工については、自然の景観をそこなわない				
			よう努めると共に自然の保全に努めること。				
			イ 土砂移動量(切土及び盛土の合計量)は,当該開発行				
			為の目的実施のための必要最小限度とし, ゴルフ場に係				
			る土地開発事業についての土砂移動量は,18 ホール当た				
			りおおむね 250 万立方メートルとする。				
			ウ 切土をする場合において,切土をした後の地盤にす				
			べりやすい土質の層があるとき又はがけ面が生ずると				
			きは、安全な措置を講ずること。				
			エ 盛土をする場合には、盛土をした後の地盤に雨水そ				
			の他の地表水の浸透によるゆるみ, 沈下又は崩壊が生じ				
			ないように締固めその他の措置を講ずること。				
			オ 著しく傾斜している土地において盛土をする場合				
			には盛土をする前の地盤と盛土とが接する面がすべり				
			面とならないように段切りその他の措置を講ずること。				
	(2)	防災施設	開発区域内の造成に伴い利水若しくは排水に支障を				
			及ぼし又は土砂の流出、出水等の被害を及ぼすことのな				
			いよう、水文資料、地質、地形等を勘案して別に定める				
			設計基準により適切な防災ダム及び防災施設等を設置				
			し、防災に万全を期すこと。				
	(3)	防火施設	消火栓,防火水槽等を設置し,隣接地との間に防火樹				
			の植栽あるいは防火帯を設けるなど火災の予防に十分				
			配慮すること。				

3	排水施設	(1)	設置	ア 雨水(処理された汚水及びその他の汚水でこれと同		
3	7升/八旭改	(1)				
				程度以上に清浄されたものを含む。)を放流する場合		
				その放流先の排水能力に支障あるときは、当該開発区域		
				内において一時雨水を貯留する調整池の設置又は河道		
				改修を行なうこと。		
				イ 排水施設は、放流先の排水能力、利水の状況その他		
				の状況を勘案して、当該開発区域内の下水(雨水、処理		
				された汚水等)を有効かつ適切に排出できること。		
				ウ 調整池の設置については,「茨城県の大規模宅地開		
				発に伴う調整池技術基準」によること。		
		(2)	構造	ア 排水施設は、堅固で耐久力を有する構造であるこ		
				と。		
				イ 排水施設は、コンクリート、れんがその他の耐水性		
				の材料で造り、かつ、漏水を最小限度のものとする措置		
				が講じられていること。		
				ウ 排水施設は,道路及び他の排水施設の維持管理上支		
				障がない場所に設けられていること。		
4	用水			ア 用水は原則として公共水道を使用し、やむを得ず地		
				下水又は表流水を使用する場合は、開発区域外の農耕用		
				のかんがい用水及び水道用水等に支障のないよう安全		
				揚水又は安全取水をすること。		
				イ 水質は,水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 4 条に		
				定める水質基準に合致したものであること。		
5	擁壁	(1)	設置	ア 開発区域内にがけ面があるとき又は切土若しくは		
				盛土をした土地の部分にがけ面が生ずるときは、当該が		
				け面が擁壁でおおわれていること。ただし,切土をした		
				土地の部分に生ずることとなるがけ若しくはがけの部		
				分で,次の規定により,擁壁を要さない勾配の上限に,		
				崩壊崩落の危険のないよう石張り, 芝張り等の処置によ		
				りそのがけ面が保護されていること。		

				土	質	擁壁を要しな	擁壁を要する		
				-	貝	い勾配の上限	勾配の下限		
				軟 (風化の著 ものを除ぐ		60 度	80 度		
				風化の著り 岩	しい	40 度	50 度		
				砂利,真石 関東ロー。 質粘土, そ これらに数 るもの	ム, 硬 その他	35 度	45 度		
	(2)	構造	ア 高さが2メートルを超える擁壁の構造は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、間知石練積み造、そ						
			の他の練積み造であること。 イ 擁壁は、壁面の面積3平方メートル以内ごとに1個の耐水材料を用いた水抜穴(内径7.5センチメートル以上)が設けられ、かつ、擁壁の裏面で水抜穴の周辺その他必要な部分には、砂利等の透水層が設けられていること。						
	(3)	地表水の処理	切土又は盛土をした土地の部分に生ずるがけ面の上端に続く地盤面は、特別の事情のない限り、そのがけの 反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配が 設けられていること。						
6 道路			ア 開発区域の主要な道路と開発区域外の道路との取り付け道路(以下「取り付け道路」という。)は,道路構造令(昭和45年政令第320号)の規定に準拠して建設すること。						
			イ 取り付道路は、開発区域外の平均車道幅員 5.5 メートル以上の道路(開発区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められるときは、車両の通行に支障がない道路)に接続していること。						

別表第2

土地開発事業に係る関係法令

- 1 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)
- 2 茨城県自然環境保全条例(昭和48年茨城県条例第4号)
- 3 首都圈近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)
- 4 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)
- 5 茨城県立自然公園条例(昭和37年茨城県条例第17号)
- 6 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)
- 7 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)
- 8 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)
- 9 農地法(昭和 27 年法律第 229 号)
- 10 茨城県公共物管理条例(昭和33年茨城県条例第5号)
- 11 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)
- 12 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)
- 13 砂防法(明治 30 年法律第 29 号)
- 14 地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)
- 15 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)
- 16 海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)
- 17 公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)
- 18 港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)
- 19 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)
- 20 屋外広告物法(昭和 24 年法律第 189 号)
- 21 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)
- 22 茨城県風致地区内における建築行為等の規制に関する条例(昭和 45 年茨城県条例第 20 号)
- 23 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)
- 24 茨城県文化財保護条例(昭和51年茨城県条例第50号)
- 25 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)
- 26 公衆浴場法(昭和 23 年法律第 139 号)
- 27 旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)
- 28 墓地, 埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)
- 29 温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)
- 30 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)
- 31 国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)
- 32 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)